

## 消費者教育の推進に関する基本的な方針の改定に向けての意見

平成29年11月8日

消費者委員会

消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、消費者教育を総合的・一体的に推進するため、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、消費者団体、事業者・事業者団体、教職員、消費生活相談員等消費者教育の担い手全ての指針となるものである。したがって、その内容は、消費者教育全般を範囲とし、それぞれの方向性を示すものとなっている。

ところで、基本方針は、概ね5年ごとに検討が加えられるものとなっている（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第9条第7項）ことから、今般策定する基本方針は、平成30年度からの5年間を見据え、消費者教育の方向性を示すことが重要と考えられる。

こうした認識に立ち、消費者委員会は、今後5年間で重点的に取り組むべき事項として、以下のとおり指摘する。基本方針の改定に当たっては、これらの事項について議論を深め、基本方針に盛り込まれることを期待する。

同時に、今般改定される基本方針においては、当委員会の指摘も参考に、消費者教育における今後5年間を見据えた重点事項が明示され、政府全体の共通認識となり、その取組が特に進展されることが必要と考える。

当委員会としては、本意見の基本方針改定案への反映状況等について引き続き検討し、必要に応じ、意見表明を行っていくこととする。

## 記

## 1. 成年年齢の引下げを見据えた迅速かつ計画的な対応

当委員会は、民法の成年年齢が引き下げられた場合に、新たに成年となる18歳、19歳を消費者被害から防止・救済するためには、消費者教育の充実や制度整備等が検討されることが必要であるとこれまでも指摘している。まずは、基本方針において、成年年齢の引下げを見据えた消費者教育の充実に向けた対応に重点的に取り組む姿勢を打ち出すことが重要である。

## 【実現における観点】

- ・ 18歳の段階で何を身につけておくかを明確にし、予算、人的資源を集中し、最優先事項としての取組
- ・ 消費者被害未然防止のため、ワンストップサービスの提供等、若者を消費者

被害から守るための支援、相談体制の充実

- ・加害者にならないための学びの重要性
- ・学生自身による消費者被害防止に係る取組の支援

## 2. 新学習指導要領の着実な実施と連携した取組

若年層に対する消費者教育の柱の一つは学校教育である。各学校のカリキュラムの基準となる学習指導要領は、概ね10年ごとに改定されており、平成30年度以降、新学習指導要領が小学校、中学校、高等学校等において順次実施される見込みとなっている。この機会を捉え、学校教育における消費者教育を一層充実させることが重要である。

### 【実現における観点】

- ・新学習指導要領の着実な実施と基本方針の連携の視点の盛り込み
- ・「生きる力を育む」ためには消費者教育の充実が重要であることを強調
- ・「社会に開かれた教育課程」の実施に向け、消費者団体を始めとする地域の人的・物的資源の活用取組支援、コーディネーターの設置・活動の促進

## 3. 生涯を通じた切れ目のない学びの機会の提供

基本方針において、消費者教育は幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行わなければならないとされている。しかしながら、大学生、社会人、高齢者等については体系的な取組がされにくく、特に社会人については、事業者等が消費者教育に取り組むメリットが見えにくい。こうした消費者教育の機会を敢えて設けなければならないライフステージにある消費者への取組は、重点事項として意識して行うことが重要である。

### 【実現における観点】

- ・新入学生へのオリエンテーション教育にとどまらず、専門学校、大学教育のカリキュラムに組み込み、小中高から続く切れ目のない学び
- ・事業者に対し消費者志向経営と並び、消費者としての従業員に対する消費者教育の重要性を周知し、事業者による従業員向け消費者教育の強化
- ・高齢者の消費者被害防止に向けた取組
- ・消費者の属性に応じた各種コミュニティ（自治会、PTA、子育てサークル、老人クラブ等）を活用した取組

## 4. 消費者教育の効果測定を行うための必要な調査

消費者教育に関する取組については、その有効性等について事後に十分な効果測定が行われているとは言い難い。効果測定を行うことは、①取組の効果が発揮

されているかの把握、②重点的に取り組むべき分野の把握、③限られたリソースの有効活用に資するものである。

具体的には、単に知識の習得状況を把握するだけでなく、消費生活における姿勢・考え方、具体的な行動をどう変化させたか等を把握し、効果の最大限の発揮に向けた改善につなげることが重要である。

**【実現における観点】**

- ・ 消費者教育として行ってきた方策の効果の検証
- ・ 消費者教育の知識に基づき取った行動内容の把握
- ・ 既に実施されている調査（例えば、金融教育分野における金融リテラシー調査<sup>1</sup>）等を参考とした、効果測定に係る具体的な質問内容や結果の分析手法の検討

以上

---

<sup>1</sup> 「金融リテラシー調査」（2016年6月17日）金融広報中央委員会、“ADULT FINANCIAL LITERACY COMPETENCIES”（2016）OECD等を参考に、例えば、消費者として最低限身に着けるべき知識、判断力は何かを整理し、それらについて「知識」「行動」「姿勢（考え方）」に関する質問を組み合わせることが考えられる。

## 食品衛生規制等の見直しに関する意見

平成29年12月20日

消費者委員会

消費者委員会は、本年12月13日の第263回本会議において、食品衛生法の改正をはじめとする食品衛生規制等の見直しに向けた検討状況について厚生労働省より報告を聴取し、意見交換を行った。

食品の安全を取りまく環境の変化をふまえた対応が必要であると考えられることから、同見直しにあたって、本委員会は、厚生労働省および消費者庁において、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を行うことを求める。

### 1. HACCPの制度化について

厚生労働省においては、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) 方式による衛生管理制度を導入するにあたり、企業規模等に応じた柔軟な運用がなされる場合においても、確保される衛生の水準が同等に保たれるようにすること。また、地方版HACCP等の自主的な取組の活用や、業界団体からの協力を得ることなどにより、中小・零細企業にもHACCPの趣旨が浸透するようにし、必要な支援を行うこと。

### 2. リスクの高い成分を含むいわゆる「健康食品」等による健康被害防止対策について

厚生労働省においては、リスクの高い成分を含む食品を、国民の安全を確保する観点からの確に把握し、こうした食品について、事業者による原材料の安全性確保、製造工程管理等、健康被害を防止するための実効的な仕組みを構築するとともに、リスクの高い成分を含む食品によるものと疑われる健康被害が生じた場合に、事業者から行政への報告の制度を含め、迅速に情報を収集・分析し、情報を消費者に提供し、事業者に対し適切な措置をとる体制を整備すること。

その前提として、関係法令に違反するようなものが、いわゆる「健康食品」として容認されるものではないことに留意すること。

### 3. 食品リコール情報の把握について

消費者庁においては、食品表示法違反による食品リコールのうち、アレルギー、消費期限等安全性に関わる理由によるものについて、事業者には報告を義務付け、国民へ情報提供を行う体制を構築するなど、厚生労働省における食品衛生法の改正に向けた検討内容を参考にして食品表示法の改正に向けた検討を行うこと。

その際、消費者庁および厚生労働省においては、事業者からの報告や国民への情報提供にあたって混乱を招かないよう、制度の内容に食い違いが生じないようにすること。

中部電力による電気料金値上げ後のフォローアップに関する  
消費者委員会意見

平成 30 年 1 月 17 日  
消 費 者 委 員 会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、本件に関する意見の報告を受けた。

本意見を踏まえ、消費者庁において意見表明を検討することを求める。

## 中部電力による電気料金値上げ後のフォローアップに関する専門調査会意見

平成 30 年 1 月 17 日

消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会は、平成 29 年 11 月 14 日付けで消費者庁より「中部電力株式会社に対する原価算定期間終了後の事後評価について」の付議を受けた。

これを受け、公共料金等専門調査会では、12 月 12 日に中部電力からヒアリングを行うとともに、電力・ガス取引監視等委員会から同社に対する事後評価の聴取を行った。その結果を踏まえ、上記付議に対し、専門調査会としての意見は以下のとおりである。

### 1. 全体的な評価

#### 【電力・ガス取引監視等委員会による事後評価】

- 平成 26 年度に電気料金改定を行った中部電力に対する原価算定期間終了後の事後評価については、当専門調査会による事後評価に先立ち、電力・ガス取引監視等委員会料金審査専門会合において消費者基本計画工程表<sup>1</sup>等に基づいて行われた。10 月 13 日及び 11 月 7 日に行われた同会合において、中部電力の料金値上げ認可申請に関する消費者庁意見<sup>2</sup>等を踏まえ、料金原価と実績費用の差異、規制部門と自由化部門の利益率の差異、経営効率化への取組等について検証された。

会合において、供給エリアの消費者から意見を求め、消費者の視点を取り入れた検証への取組を引き続き行っている点については評価をしたい。

#### 【現行料金の妥当性】

- 今回の事後評価の対象となる中部電力の料金原価の原価算定期間（平成 26～28 年度）における実績値について、料金改定時の想定原価と比較すると、費目毎に見れば実績値が想定値を上回ったものもあるが、全体としては、実績値が想定原価を下回った<sup>3</sup>。実績値が想定原価を下回った要因は、主に燃料費の減少によるものであり、原油価格の低下という変動的な外部要因に基づくものである。このため、電力の現行料金をこれ以上下げる状況であるとはいえない。
- 他方、今後、原価算定期間に稼働を織り込んでいた浜岡原子力発電所の再稼働が進展した場合には、更なる燃料費、購入電力料の減少が見込まれる。中部電力の料金値上げは、浜岡原子力発電所の停止によるコスト増を主な理由とするものであったこと

<sup>1</sup> 平成 27 年 3 月 24 日消費者政策会議決定

<sup>2</sup> 「中部電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見（消費者庁）」（平成 26 年 4 月 10 日）

<sup>3</sup> 想定原価を上回った主な費目は、その他経費の他、人件費、購入電力料、修繕費。想定原価を下回った主な費目は、燃料費の他、減価償却費、公租公課、原子力バックエンド費用（平成 29 年 12 月 12 日開催の第 39 回公共料金等専門調査会 資料 4 の 16 ページ参照）。

から、そのコストが縮減した場合には、原則としてコスト減に対応した値下げが行われなければならない。

燃料費や購入電力料以外の項目のコスト増を理由に、料金値下げを回避したり、値下げ幅を縮小する場合には、中部電力は、その理由を十分に説明し、消費者が説明内容を妥当だと納得出来るようにすることが必要である。

## 2. 個別項目

### 【燃料費、その他経費】

- 原油価格の低下に加え、石炭火力発電所や高効率LNG火力発電所の稼働率を上げたことにより、燃料費の実績は、想定原価を下回った。一方で、相対的に石油火力発電所の稼働が低下したことに伴い、原油在庫の時価評価の実施に伴う評価損が生じた影響（約110億円<sup>4</sup>）等により、その他経費においては、実績が想定原価を上回った。このため、中部電力は、今後、従来以上に、適時適切な原料調達や機動的な原油の在庫管理に努めるべきである。

### 【人件費】

- 人材の質の確保やモチベーションの維持を考慮し、震災後の賞与の引下げ率を緩和した結果、人件費の実績は想定原価を上回った。このような人件費に対する措置については、中部電力の経営努力に基づく経営効率化の深掘分の一部を人件費に還元したと捉えることができ、一定の理解ができる。

### 【利益使途】

- 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成24年3月）では、料金改定を行わない場合、これまでの利益の使途につき具体的に事業者より説明がなされることが、当該料金妥当性評価のため適当であると述べられている。  
今回、中部電力は、利益の使途や収支見通しについて概要を説明しているが、特に、今後、原価算定期間に稼働を織り込んでいた浜岡原子力発電所の再稼働が進展した場合において、消費者の理解を得るよう、より具体的な説明を行うべきである。

## 3. 今後の課題

- 平成28年4月以降、電力小売全面自由化がなされ、中部電力においても自由料金メニューや新電力への契約の切替えが進みつつあるものの、現状では既存の規制料金（経過措置料金）で電力サービスの提供を受けている消費者が相当数に上る状況にある<sup>5</sup>。このため、中部電力を含む電力各社による経営効率化や、原子力発電所の再稼働

<sup>4</sup> 料金原価の原価算定期間（平成26～28年度）における原油在庫の評価損の実績と想定原価の差（3カ年平均額）。

<sup>5</sup> 中部電力管内の平成29年9月末時点での新電力への契約先の切替え（スイッチング）率は約5.0%（約

等に伴う費用の低減が規制料金メニューにも適切に反映されるよう、電力・ガス取引監視等委員会は、継続的な監視を行うとともに、電気事業法に基づく料金変更認可申請命令に係る基準<sup>6</sup>等に照らし、経営状況等に変化が生じた場合には、公開の場で状況の検証を行うべきである。

- 中部電力及び電力・ガス取引監視等委員会においては、料金の透明性確保のため、今回も含めた事後評価の結果について、消費者への、より分かりやすい情報提供を更に推進すべきである。
- 平成 28 年 4 月の電力自由化以降、中部電力を含む電力各社について、規制部門の利益率が自由化部門の利益率を下回っている。この要因の一つとして、送配電非関連固定費用の需要補正があげられる。需要補正の結果、規制部門の実績費用が相対的に増加し、利益が低下することによって、規制部門の電気事業利益率や超過利潤の測定に影響を与え、ひいては規制料金引下げの判断にも影響を及ぼす可能性も否定できない。このため、需要補正制度の在り方について、今後積極的に見直しを検討することが必要である。
- なお、一昨年以降の事後評価の対象となっている電力各社の料金値上げは、主に東日本大震災後の原子力利用率の低下を理由とするものであったため、原発再稼働の進展によりその理由が失われた際に規制料金（経過措置料金）の引下げが適切に行われるかについて、引き続き、電力・ガス取引監視等委員会による適切な監視が行われることが必要である。また、消費者委員会は消費者庁とともに当該状況を注視し、必要に応じてフォローアップを行うこととしたい。

（ 以 上 ）

---

38 万件)、自社内での契約切替え(規制→自由)率は約 15.1% (約 115 万件)。両者を合わせると約 20.1% (約 153 万件)。(平成 29 年 12 月 20 日開催の第 6 回電力・ガス基本政策小委員会 資料 3-1 1 ページ参照)

<sup>6</sup> 「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成 28 年 4 月)に基づき、規制部門の電気事業利益率の直近 3 カ年度平均値が電力会社 10 社の過去 10 カ年度平均値を上回り(ステップ 1)、かつ前回料金改定以降の超過利潤(≒当期純利益－事業報酬)の累計額が事業報酬の額を超えている、又は自由化部門の収支が直近 2 年度間連続で赤字である場合(ステップ 2)、変更認可申請命令の発動の要否を検討することとなっている。



四国電力による伊方原子力発電所 3 号機の再稼働後の追加フォローアップに  
関する消費者委員会意見

平成 30 年 1 月 17 日  
消 費 者 委 員 会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、本件に関する意見の報告を受けた。

電力・ガス取引監視等委員会には、本意見で示された今後の課題への積極的な対応を期待する。

## 四国電力による伊方原子力発電所3号機の再稼働後の追加フォローアップに 関する専門調査会意見

平成 30 年 1 月 17 日

消費者委員会公共料金等専門調査会

### 1. 経緯

電力・ガス取引監視等委員会においては、四国電力について、現行料金原価に稼働を織り込んでいる原子力発電所伊方3号機が平成28年9月より再稼働していることを理由に原価算定期間終了後における平成28年度の事後評価を平成29年10月13日及び11月7日に行った。当専門調査会においても12月12日に四国電力からヒアリングを行うとともに、電力・ガス取引監視等委員会から同社に対する事後評価に関する聴取を行った。

### 2. 現状の評価

ヒアリングを踏まえた当専門調査会の評価は以下のとおり。

- ・ 燃料価格の低下を主因として、燃料費の平成28年度の実績値は、想定原価より585億円削減されている。
- ・ 四国電力からの説明では、伊方原子力発電所3号機の稼働は料金原価に織込み済であることに加え、自由化に伴う契約者の離脱等による販売電力量の減少による収入減の影響が大きいと、規制料金値下げは困難な状況であるとしている<sup>1</sup>（なお、退職給与金の割引率の引下げに伴う数理計算上の差異償却費の増により想定原価よりも実績コストが上回っている）。販売電力量の減少等環境変化に対しては、更なる経営の効率化が必要であるが、同社の販売電力量の減少程度は他社との比較では少ない落ち込みとなっている<sup>2</sup>一方、経営効率化の深掘りの程度は他社よりも低い<sup>3</sup>ものとなっている。このため、四国電力には、経営効率化のための更なる

<sup>1</sup> 「現在、現行料金の原価算定期間は終了しておりますが、上記のとおり、伊方3号機の再稼働は現行料金に織込み済であることに加え、当初の想定よりも、節電や離脱の影響などにより販売電力量が大幅に減少するとともに、原子力の安全対策工事に係る減価償却費等の大幅な費用増が見込まれ、現段階においては値下げすることは困難な状況です。」（平成29年12月12日開催の第39回公共料金等専門調査会資料3の四国電力説明資料P27より抜粋）

<sup>2</sup> 販売電力量の減少幅について、原価算定期間の平均値と実績値の差は、四国電力19（億kWh）、東京電力エナジーパートナー356（億kWh）、中部電力38（億kWh）。なお、実績値について、中部電力は原価算定期間平成26～28年度の平均値、四国電力と東京電力エナジーパートナーは平成28年度値。（平成29年11月7日開催の第27回料金審査専門会合 資料6参照）

<sup>3</sup> 経営効率化額について、原価算定期間の平均値と実績値の差は、四国電力66（億円）、東京電力エナジ

取組が求められる。

なお、経営効率化等による規制料金の値下げを行った関西電力にならって、四国電力は今後、経営効率化の成果を消費者へ還元する努力が必要である。

### 3. 今後の課題

電力・ガス取引監視等委員会は、原発再稼働の進展により、規制料金値上げの理由が失われた際に料金引下げが適切に行われることにつき監視を行うことが必要である。四国電力については、電力・ガス取引監視等委員会により、想定された原子力発電所が再稼働したことを踏まえて追加の事後評価が行われたところであり、四国電力以外の震災後に値上げを行った電力各社（北海道電力、関西電力2社を除く<sup>4</sup>）についても同様に、同監視等委員会が、原子力発電所の再稼働が進展した場合の原価算定期間後の事後評価を行うことが適切である。

また、電力・ガス取引監視等委員会においては、現在、超過利潤累積額が一定水準を超過しているか否かなどの審査基準に照らして、各電力会社（旧一般電気事業者）に対して料金変更認可申請命令の発動が必要かを判断するための毎年のチェックを行っている。これに加えて、同監視等委員会が、原価算定期間終了後一定期間経過した後、原子力発電所の再稼働状況如何に関わらず、規制料金適正性確保のため、想定原価と実績を比較してその乖離の状況を確認する等の事後評価を各電力会社（旧一般電気事業者）に対して実施すべきである。

消費者委員会は消費者庁とともに今後の状況に関し、注視していくこととしたい。

（ 以 上 ）

---

ーパートナー4,047（億円）、中部電力439（億円）。なお、実績値について、中部電力は原価算定期間平成26～28年度の平均値、四国電力と東京電力エナジーパートナーは平成28年度値。（平成29年11月7日開催の第27回料金審査専門会合 資料6参照）

<sup>4</sup> 北海道電力と関西電力については、それぞれ、北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（平成26年10月）、関西電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（平成27年5月）において、「原価算定期間終了後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働するごとに値下げを行うべきである。この場合、原価算定期間内に値下げする場合と同様に、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。」等の条件付けがなされている。

## 消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更案に対する意見

平成30年2月8日

消費者委員会

当委員会は、平成29年11月8日に「消費者教育の推進に関する基本的な方針の改定に向けての意見」を取りまとめ、消費者庁及び文部科学省に対し、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の改定に当たっては、本意見の趣旨も踏まえるよう求めた。

その後、両省庁では、基本方針の変更案を作成し、当委員会は、平成29年12月6日の消費者委員会本会議において、両省庁からその内容についてヒアリングを行った。

基本方針の変更案は、当委員会本会議での議論等を踏まえ、さらに見直しが行われ、平成29年12月27日から30年1月26日までパブリックコメントに付された。これに対し、当委員会は、平成29年12月6日のヒアリング結果等をも踏まえ、下記のとおり意見を述べるので、消費者教育の推進に向け、積極的な取組を期待する。

## 記

## 1. 基本方針を踏まえて実施される施策の着実な実施について

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第4条第1項では、国の責務として、消費者教育の推進に関する総合的な施策の策定及びその実施が規定されている。ついては、消費者教育の基本的な方向や推進の内容等について「検討する」としている事項についても、検討が終了したものから、着実に実行に移されたい。

## 2. 消費者委員会意見における指摘事項への取組について

平成29年11月8日付けの消費者委員会意見は、当委員会として、今後5年間で重点的に取り組むべき事項として指摘したものであるため、これらの事項の実施に向けて着実に取り組まれない。

特に、消費者教育の効果測定を行うことは、限られたリソースを有効に活用し、その後の消費者教育に関する施策の有効性を高めるために重要であることから、「消費者教育の効果測定を行うために必要な調査」については、積極的に取り組まれない。

以上

## 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する意見

平成 30 年 3 月 8 日  
消費者委員会

平成 26 年 8 月 5 日付けで、内閣総理大臣から当委員会に諮問のあった消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等について、当委員会は平成 29 年 8 月 8 日付けで以下のとおり答申した。

- 措置すべき内容を含むとされた論点のうち、法改正を行うべきとされた事項については、速やかに消費者契約法改正法案を策定した上で国会に提出し、改正法案が成立した場合においては、現行法の内容及び改正法の内容について幅広く周知活動を行うこと及び解釈の明確化が必要な点については逐条解説等において明確化を図ることなど、必要な取組を進めることが適当である。
- ぜい弱な消費者の保護の必要性等現下の消費者問題における社会情勢、民法改正及び成年年齢の引下げ等にかかる立法の動向等を総合的に勘案した結果、特に 3 点の付言事項（下記 1（1）～（3）参照）を早急に検討し、明らかにすべき喫緊の課題として付言する。

この度、「消費者契約法の一部を改正する法律案」（以下「法律案」という。）が閣議決定され、国会に提出された。当委員会としては、本法律案成立後、更に対応が必要な下記の事項について、消費者庁に対して速やかにその検討を進めることを強く要請する。

## 記

## 1 付言事項への対応について

以下の事項を早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題として答申に付言しており、早急に検討すべきである。

- （1）消費者契約における約款等の契約条件の事前開示につき、事業者が、合理的な方法で、消費者が契約締結前に、契約条項（新民法第 548 条の 2 以下の「定型約款」を含む。）をあらかじめ認識できるよう努めること。
- （2）合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型」勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権。
- （3）消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、「当該消費者契約の目的となるものにつ

いての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」等が含まれること。

2 「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方について

法第9条第1号の「平均的な損害の額」に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者を生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、その額が「当該事業者を生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設けることについて、更に精査が必要であり、引き続き検討することであるが、その精査及び検討方法等について明らかにした上で、法律上に規定を設けるために必要な事項について速やかに検討すべきである。

3 「困惑類型の追加」について

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院消費者問題に関する特別委員会・平成28年4月28日、参議院地方・消費者問題に関する特別委員会・平成28年5月20日）で措置を講ずることとされていた「困惑類型の追加」についても当委員会において更なる調査・審議を行ったうえで答申した。この「困惑類型の追加」への対応のうち、「不安をあおる告知」と「人間関係の濫用」について、法律案において「社会生活上の経験が乏しいこと」が要件に付加されることによって特に若年層の被害対応に重点が置かれたものとなっている。答申の趣旨を実現するため、高齢者等の被害対応についても今後速やかに検討すべきである。

以上

**電力・ガス小売自由化に関する課題についての消費者委員会意見**

平成 30 年 5 月 31 日

消 費 者 委 員 会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、本件に関する報告を受けた。本報告で示された論点等を踏まえ、今後、当委員会においては、電力及びガス小売自由化についてフォローアップを行い、必要に応じて、意見表明を検討することとする。

関係機関等におかれては、本報告で示された論点を参考に、電力及びガス小売自由化に関して、消費者の利益の擁護及び増進に向けて、一層の取組を図ることを期待する。

## 電力・ガス小売自由化に関する現状と課題について

平成 30 年 5 月 31 日

消費者委員会公共料金等専門調査会

### I. 経緯

消費者委員会公共料金等専門調査会は、一昨年 4 月からの電力小売全面自由化、また昨年 4 月からの都市ガス小売全面自由化について、関係者からのヒアリングの結果等を踏まえ、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、フォローアップ及び追加的に注視すべき論点を昨年 5 月にとりまとめたところである<sup>1</sup>。

今般、公共料金等専門調査会は、電力小売全面自由化から約 2 年、また都市ガス小売全面自由化から約 1 年が経過したことから、従前より提示している論点等を踏まえ、有識者、消費者団体、事業者や行政機関等から行ったヒアリングの結果等を踏まえ、自由化後の状況をフォローアップするとともに、今後更に重点的に注視すべき論点を整理した。

### II. 電力小売自由化に係るフォローアップ

電力小売全面自由化後の約 2 年間で新電力への契約切替えを行った世帯の割合は約 9.1%であり、旧一般電気事業者の自社内の切替え約 5.7%と併せると、新料金プランへの切替えは計約 14.8%となっている<sup>2</sup>。新電力のシェアの拡大ペースは必ずしも低調とは言えないが、大部分の世帯はいまだ新しい料金プランに積極的に切り替えるという行動には及んでいないものとみられる。

電力システム改革の目的に照らせば、消費者にとっての電力小売自由化の成果は、競争の加速化を通じた電気料金の抑制や選択肢の拡大の状況によって評価されるべきであるが、家庭用における旧一般電気事業者及び新電力の事業者全体での競争の広がりが十分でない部分がある。また、発電面では、みなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)と旧卸電気事業者(電源開発等)が出力ベースで 83%を所有しているとともに、卸段階では全発電量の大部分(93%程度)が旧一般電気事業者の内部取引によって、旧一般電気事業者(小売部門)に供給されている<sup>3</sup>。このため、旧一般電気事業者が発電面や卸取引面で圧倒的な活動比重を占めており、競争条件が整ってきているとは言い難い状況にある。従って、競争の進展状況に関しては、消費者の意見も参考にしつつ注視していく必要がある。

(「電力小売自由化について注視すべき論点」の各論点について)

#### ① 料金プラン、事業者からの情報提供

<sup>1</sup>「電力・ガス小売自由化に関する課題について」(平成 29 年 5 月 23 日消費者委員会公共料金等専門調査会)

<sup>2</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P13 より。

<sup>3</sup>第 3 回競争的な電力・ガス市場研究会(平成 29 年 12 月 26 日) 卸市場に関する基礎資料集及び「卸電力市場(発電市場)に関する競争促進上の課題について」より。



自由化当初は事業者からの多使用量世帯をターゲットとした料金プランの提示が進められたこともあり、新電力に契約を切り替えた消費者の使用量は、規制料金契約者の 1.6 倍となっており、相対的に使用量の多い消費者の契約の切替えが進んでいる<sup>4</sup>。ただし、最近では、電力使用量の少ない消費者にもメリットのある料金プラン等も提示されつつある。

また、地域別には、東京・中部・関西・九州といった大都市圏にて多くの新電力の新規参入があるものの、北陸、中国、四国、沖縄地域においては、小売参入は相対的に少ないものとなっている<sup>5</sup>。また、旧一般電気事業者及びその子会社による旧区域外への供給は進んでいない<sup>6</sup>。

新電力の料金のメニューのうち、ガス・通信等とのセット販売は3割弱を占めている。契約期間中に解約した場合に違約金<sup>7</sup>等を支払うこととなっている料金メニューは全体の約 36%であり、そのうち約7割は契約期間が1年となっている。違約金付き料金メニューのうち、約3割は契約期間が2年あるいは3年となっている<sup>8</sup>。

事業者による電源構成や CO<sub>2</sub>排出情報の開示を行っている事業者は増加しているものの、開示の割合では半数を超えた程度であり<sup>9</sup>、電力の選択のため電源構成等の開示を必要とする消費者の求めには、まだ十分に応えられているとは言えない。

一般家庭に供給中の事業者のうち約 75%が提携している代理店等があるが、代理店等に関する情報を主として HP で公表しているのは、そのうち約 30%にとどまっている。また、託送供給相当金額を明示している事業者は約 20%となっている<sup>10</sup>。

## ② 電力比較サイトの信頼性向上

いわゆる「比較サイト」については、多くの消費者が電力会社や料金プランの切替えに際して料金シミュレーションの利用経験あるいは利用意向があり、料金の低減度合いや料金プラン等に関しての網羅的な比較に利便性を感じており、消費者の意思決定において重要な役割を果たしている<sup>11</sup>。地域別にその利用経験率を見ると、関東・関西・中部といった大都市圏が高

<sup>4</sup>第 44 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 20 日) 草薙真一教授提出資料(P10、経済産業省調べ)より。

<sup>5</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P12 より。

<sup>6</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P16 より。

<sup>7</sup>例えば、東京電力エナジーパートナーによる「生活かけつけサービス」などの特典が付いている新しい料金メニューである「プレミアムプラン」においては、契約期間中の解約に際しては期間解約金が発生する一方、「スタンダードプラン」については期間解約金は発生しない。第 46 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 5 月 10 日)より。

<sup>8</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P18 より。

<sup>9</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P24 より。なお、一般家庭への供給を開始している事業者のうち、電源構成の開示済み事業者は 112 社(56.3%)、CO<sub>2</sub>排出係数の開示済み事業者は 109 社(54.8%)となっている(平成 29 年 9 月時点)。なお、平成 29 年 4 月時点調査では、それぞれ 101 社(57.4%)、86 社(48.9%)であった。なお、一般家庭に供給実績のある事業者について契約口数ベースで見ると、需要家のうち約 9 割が電源構成や CO<sub>2</sub>排出情報の開示済み、開示予定有りの事業者と契約している。

<sup>10</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P30 より。

なお、託送料金単価が概算額を明記している事業者は約 1 割。託送供給料金相当支払金額の明記の方法は、請求書や領収書等の割合が 90%以上となっている。

<sup>11</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス小売自由化に関する消費者の意識について(消費者委員会提出資料)P26、P28 より。

く、その他の地域はそれと比較すると低い水準にとどまっている<sup>12</sup>。

「比較サイト」利用での懸念すべき点として、「その利用が契約切替えに係る勧誘につながるのではないか」、「個人情報適切に利用されているのか」、「料金シミュレーションと実際の料金で差異が生じないか」ということが消費者からは指摘されている<sup>13</sup>。

### ③ 円滑なスイッチング対応等

旧一般電気事業者から新電力へのスイッチング率を地域別にみると、東京電力管内が最も高く、次いで関西電力管内となる一方、中国電力管内や北陸電力管内では低調な推移となっている。また、自社内契約の切替えという観点では、中部電力管内や中国電力管内での比率が高くなっている<sup>14</sup>。

電力契約の切替えに際しては、「実際に特にトラブルは生じていない」、「特に困ったことはない」と感じている消費者がほとんどであるが、契約条項が煩雑で事務手続きが面倒であるといった点や会社の説明が不十分といった点が指摘されている<sup>15</sup>。

### ④ 消費生活相談への対応、相談対応への体制整備

各地の消費生活センターに寄せられる消費生活相談は自由化開始後に一旦減少を見せたものの、昨年1月以降は月平均 100 件前後で推移している。寄せられている相談の特徴として、引き続き高齢者が契約当事者のものが多い。地域別には、自由化直後には関東からのものが約半数を占めていたが、昨年度には関東の比重は低下し、近畿、東海といった大都市圏からのものが多くなっている。販売形態別では、昨年度は電話勧誘販売の比重が高まり、半数以上が電話勧誘販売となっている。相談内容としては、勧誘や契約に関する相談は多いものの、一昨年度と比較して解約に対する相談の比重が増しつつある。具体的には、電気・通信のセットプランの解除や電力契約解除に係る違約金に対する相談も見られるようになってきている。また、契約先を切り替えたが電力会社が撤退することになったため連絡を早くしてほしかったといった相談例もあった<sup>16</sup>。

なお、国民生活センター及び電力・ガス取引監視等委員会は、電力小売自由化に関する相談事例の紹介や消費者への注意喚起等を行う文書を連名で定期的に公表している<sup>17</sup>。

### ⑤ 電力小売自由化の消費者への分かりやすい周知(自由化に関する認知度の更なる向上)等

<sup>12</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス小売自由化に関する消費者の意識について(消費者委員会提出資料)P27 より。

<sup>13</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス小売自由化に関する消費者の意識について(消費者委員会提出資料)P29 より。

<sup>14</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P13 より。

<sup>15</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス小売自由化に関する消費者の意識について(消費者委員会提出資料)P12 より。

<sup>16</sup>第 41 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 2 月 27 日) 「電力小売自由化」「ガス小売自由化」「プロパンガス(LP ガス)」に関する消費生活相談の状況(独立行政法人国民生活センター提出資料)より。

<sup>17</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P39 より。

電力小売自由化に関する基本的事項の認知について、切替え済み又は切替え予定の消費者は、会社を切り替えても電力供給の安定性や電気の質そのものは変わらないことは7割が認識している一方で、訪問・電話勧誘販売のクーリングオフの条件や集合住宅の一括受電契約では別プランを選択できないこと、代理・媒介・取次ぎといった販売形態があることなどについてはあまり理解が進んでいない<sup>18</sup>。

#### ⑥ 競争の更なる促進

低圧部門における新規参入事業者数や販売電力量での新電力シェアは増加傾向にあり、小売段階での競争は進みつつある。しかしながら、旧一般電気事業者によるベースロード電源の独占性、翻って新電力の電源へのアクセスの困難性を踏まえると、川上市場における電源調達の制約の影響を受け、小売段階での競争に一定の限界が生じている面がある。このため、現状では、旧一般電気事業者と新電力の間に非対称的な競争状況が発生していると考えられる。

なお、現時点では、2017年度から開始された旧一般電気事業者による自主的取組であるグロスビディング(自社需要向け電力の一部を、市場を介して自己売買で受け渡すこと)の影響もあり、卸市場には一定の市場の厚みが備わってきている<sup>19</sup>。

#### ⑦ 経過措置期間終了後の料金規制の解除(経過措置に関する消費者の認知)

2020年3月までに電力に係る経過措置料金規制が原則撤廃されることとなっているが、「経過措置料金という言葉」に関する消費者の認知度は約2割、「経過措置料金が少なくとも2020年3月末まで続くこと」を知っているのは5%にとどまっている<sup>20</sup>。

なお、現行の規制料金でサービスを享受している消費者が大部分にとどまる中、契約を切替え済み、又は切替え予定がある消費者でも、経過措置料金規制解除後、現在の3段階料金が選択できなくなる可能性があることにつき7割が認識していない<sup>21</sup>。

### Ⅲ.都市ガス小売自由化等に係るフォローアップ

昨年4月の都市ガス小売全面自由化後、指定旧供給区域にて契約切替えを行った累積スイッチング割合は、都市ガス契約数の約9.7%であるが、うち、7割は自社内の規制料金から自由料金のスイッチング(経過措置対象事業者の供給区域ベース)となっており、規制料金から新規小売へのスイッチングは2.5%となっている<sup>22</sup>。都市ガスは、自由化を契機にセットメニュー等を含む新たな料金プランを提示し始めている事業者もあるものの、契約切替えを行ってい

<sup>18</sup>第45回公共料金等専門調査会(平成30年4月26日) 電力・ガス小売自由化に関する消費者の意識について(消費者委員会提出資料)P10より。

<sup>19</sup>昨年4月以降は卸電力取引所の取引量が目立って増えており、全需要に占める取引量の割合は過去1年間で3倍程度となっている(約3%→約9%)。第44回公共料金等専門調査会(平成30年4月20日) 草薙真一教授提出資料(P8、経済産業省調べ)より。

<sup>20</sup>平成30年5月物価モニター調査結果(速報)(平成30年5月16日 消費者庁)より。

<sup>21</sup>第45回公共料金等専門調査会(平成30年4月26日) 電力・ガス小売自由化に関する消費者の意識について(消費者委員会提出資料)P14より。

<sup>22</sup>第45回公共料金等専門調査会(平成30年4月26日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料P45より。

ない世帯が9割である現状を鑑みれば、消費者において、積極的な選択行動が行き渡っているとまでは言い難い状況にある。

代替・競合財である LP ガスにおいては、料金体系の公開を通じた透明性の向上は相当程度図られつつあるものの、消費者の利便性の観点から見れば不十分な状況となっている。

ガスシステム改革の目的においても電力同様に、競争の加速化を通じた都市ガス料金の抑制や選択肢の拡大の状況によって評価されるべきであるが、一般家庭向けへの新規参入事業者数(越境販売、予定を含む)は 18 社であり、大需要地である大都市圏にほぼ限定された競争にとどまっているのが現状である。このため、電力分野同様、消費者の意見も参考にしつつ注視していく必要がある。

(「都市ガス小売自由化について注視すべき論点」の各論点について)

#### ① 小売価格及び事業者間の競争動向の監視

資源エネルギー庁においては、経過措置料金規制がかかる指定地域の競争状況を確認するため、事業者から3か月ごとに報告徴収を実施している。自由化当初は 12 社に経過措置料金規制が課されていたが、今年3月には指定解除基準をうち3社が満たしていることから、規制事業者は9社となった<sup>23</sup>。

他方、電力・ガス取引監視等委員会においては、経過措置料金が課されてない都市ガス事業者のうち、旧供給区域等における都市ガスの利用率が 50%を超える事業者を対象に、合理的でない値上げが行われないよう料金水準に関して報告徴収(「特別な事後監視」)を実施しており、3か月ごとに結果につき公表されている<sup>24</sup>。現在、合理的でない値上げを行ったおそれのある事業者が1社確認され、報告徴収を行っている旨が公表されている<sup>25</sup>。

#### ② 適正なガス取引の確保及び競争の促進

都市ガス自由化を契機に越境販売を含め、新たに一般家庭へ供給(予定を含む)している事業者は 18 社にとどまるとともに、全販売量における新規参入者の割合は家庭用で 2.3%にとどまっている<sup>26</sup>。

川上市場において、我が国のガス原料の大部分は輸入 LNG によるものであるが、新規参入者にとって自ら LNG 基地を建設することは容易でないため、競争条件整備のためにも現行の LNG 基地の第三者利用の促進が期待されているが、現状では活発に利用されているとは言い難い。電力・ガス取引監視等委員会では、ガス製造事業者から定期的に基地利用の申込状況の報告を受け把握をしているが、昨年 12 月の時点で利用申請が2件にとどまっている<sup>27</sup>。

また、小売段階での消費機器保安責任体制の整備の必要性も競争のネックとなっている面がある。

<sup>23</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P70 より。

<sup>24</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P72 より。

<sup>25</sup>「ガスの特別な事後監視(第3回)結果」(平成 30 年 5 月 9 日 電力・ガス取引監視等委員会公表資料)

<sup>26</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P44 及び P47 より。

<sup>27</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P55 より。

### ③ 都市ガス小売自由化に関する消費者への丁寧な周知

都市ガス小売自由化に関する基本的事項の認知について、都市ガスが自由化されたことにつき認知はあまり進んでおらず、認知度の地域間の差が大きなものとなっている<sup>28</sup>。また、都市ガス切替え済み又は切替え予定の消費者は、ガス漏れなどの緊急時には導管事業者が責任をもって対応することは約半数が認識しているが、元栓までは導管事業者が、それ以降のガス消費機器は小売事業者がそれぞれ点検を担当することなどはあまり理解が進んでいない<sup>29</sup>。

さらに、LP ガス利用者の約3分の2は、従前からLP ガス事業者が自由に料金を設定できることを知らない状況にある<sup>30</sup>。

### ④ セット販売等に係る事業者からの情報提供

ほぼ全ての都市ガス事業者は標準メニューを公表しているものの、平均的月額料金の例示は6割にとどまっている<sup>31</sup>。また、都市ガスにおいてセット販売で最も組合せが多いのは電力供給サービスとなっている<sup>32</sup>。なお、託送料金相当額の支払金額への明示は約1割の状況である<sup>33</sup>。代理店活用の事業者は全体の 1.5 割であり、そのうち代理店等の情報を公表済みの事業者は 6.5 割程度である<sup>34</sup>。

また、LP ガスの標準的料金メニューの事業者による公表は、都道府県ごとにみると取組に差はみられるものの、何らかの形で料金を公表している事業者が約7割強と急速に拡大している。しかしながら、そのうちほとんどの事業者が店頭での公表であり、ホームページで公表している事業者は約5%にとどまっている<sup>35</sup>。

### ⑤ スwitchingを阻害する取引慣行の排除・透明化

都市ガスのSwitching率を地域別にみると、近畿、中部・北陸、九州・沖縄、関東の順で高くなっている<sup>36</sup>。都市ガス契約の切替えに際しては、電力同様、実際に特にトラブルは生じてい

<sup>28</sup> 日本生活協同組合連合会「わが家の電気・ガス料金しらべ」報告書(平成 29 年 8 月分)(平成 29 年 10 月)によれば、「都市ガス自由化」について聞いたところ、「知っている」と回答した割合は 73%であり、平成 29 年 5 月の調査時点から増えている。また、認知度につき地域間で差が大きく、知っているとは回答した割合が近畿で 89%、関東で 82%と高かった一方で、四国では 27%、中国では 45%と半数以下であった。

<sup>29</sup> 第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス小売自由化に関する消費者の意識について(消費者委員会提出資料)P20 より。

<sup>30</sup> 第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス小売自由化に関する消費者の意識について(消費者委員会提出資料)P24 より。

<sup>31</sup> 第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P61 より。一般家庭への供給を開始している事業者のうち、標準メニューの公表済み事業者は 201 社(97.6%)、平均的な月額料金例公表済み事業者は 127 社(61.7%)となっている(平成 29 年 5、6 月時点)。

<sup>32</sup> 「都市ガスの情報開示と料金体系に関するアンケート」報告書(平成 30 年 1 月 25 日 一般社団法人 全国消費者団体連絡会)より。回答事業者のうち 33 事業者(80%)が電気供給サービスとの組み合わせと回答。

<sup>33</sup> 第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P63 より。

<sup>34</sup> 第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P62 より。

<sup>35</sup> 第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 資源エネルギー庁石油流通課提出資料 P6 より。

<sup>36</sup> 第 44 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 20 日) 草薙真一教授提出資料(P44、経済産業省調べ)より。

ない、特に困ったことはないと感じている消費者がほとんどであるが、契約条項が煩雑で事務手続きが面倒であるといった点や会社の説明が不十分といった点を挙げる者もいる<sup>37</sup>。

#### ⑥ 消費生活相談への的確な対応

各地の消費生活センターに寄せられる都市ガス自由化に係る消費生活相談は昨年4月の自由化前後で増加したものの、その後、月平均 30 件前後で推移している。なお、寄せられている相談の特徴としては高齢者が契約当事者のものが多く、自由化後には関東からの相談が半分以上を占めている。販売形態では、昨年度は訪問販売と電話勧誘販売でほぼ9割となっている。内容としては、勧誘に関して「契約先を変更しないように現在の契約元から言われているのか」と言われたといったものや、同じ事業者から複数回勧誘されて不快であるといった相談例もあった<sup>38</sup>。

また、国民生活センターと電力・ガス取引監視等委員会は、都市ガス小売自由化に関する相談事例の紹介や消費者への注意喚起等を行う文書を連名で定期的に公表している<sup>39</sup>。

他方、LP ガスに係る消費生活相談については、2012 年度には約 4,000 件であったものの、昨年度4月から 12 月までの9か月間は約 1,500 件程度となり減少傾向にある。契約当事者は50 歳以下が約6割弱となっており、地域的にも関東が多い。相談内容としては、料金水準が高い、執拗な勧誘といった例がみられる<sup>40</sup>。

### IV. 今後重点的に注視すべき論点

上記のような電力・都市ガス市場等の状況を鑑みるに、消費者相談への的確な対応や「比較サイト」の公平性・中立性を確保するための周辺環境の整備など「注視すべき論点」に従前より盛り込まれている諸点につき、引き続き今後の動向を注視していくことはもちろんであるが、これに加え、自由化の一定時間経過後の「次なる段階」として特に重点的に検討・注視しなければならない論点として、以下の点につき公共料金等専門調査会として整理を行った。

#### 1. 電力分野

##### ① 地域格差や消費者が切替えに及ばない要因の解消

電力に関しては、参入事業者数や新電力へのスイッチング率の面で地域格差がある。特に、北陸、中国、四国、沖縄といった地域では、地域における固有の事情を含む様々な要因により、新規参入や他の電力会社にスイッチングする面で困難な点があるとも考えられる。他方、中部や中国地域では自社内でのスイッチング率が高いとの特徴もあり、これが自由化の効果の現れであるとの意見もあるものの、ひとつの事業者がほぼ地域市場を独占してい

<sup>37</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス小売自由化に関する消費者の意識について(消費者委員会提出資料)P22 より。

<sup>38</sup>第 41 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 2 月 27 日) 「電力小売自由化」「ガス小売自由化」「プロパンガス(LP ガス)」に関する消費生活相談の状況(独立行政法人国民生活センター提出資料)より。

<sup>39</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P69 より。

<sup>40</sup>注 38 参照。

る状況では、「規制なき独占」の状況を許す可能性にもつながりかねない。

また、上記以外の地域においても、今後ともスイッチングが順調に拡大すればよいが、一旦スイッチングをした消費者が更に利便性を求めての複数回事業者の切替えが頻発する一方で、規制料金のサービスを受ける消費者がなかなかスイッチングしないということになれば、自由化の恩恵は一部の消費者にとどまることにもなりかねない。料金プランを維持することが当該消費者の自由化を受けて考慮した結果の選択であればよいが、スイッチングに至らない理由として、例えば「契約変更やプランの比較に手間がかかりそうだから」や、「自由化にあまり関心がないから」といったことにあるのだとすれば、スイッチングを後押しするための具体的な切替えの方法への消費者の興味・関心を引き起こすための方策を検討し、実施することが必要である。

このため、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会等は、状況を見つつ、地域格差の解消や消費者に対してスイッチングへの興味・関心を引き起こすための方策を検討し、実施すべきである。

なお、方策の候補の一つとして、消費者のスイッチングのためのツールとなっている比較サイトの利用向上が考えられる。サイト利用の促進を図りスイッチングを加速化させるためにも、サイトの公正性や中立性等を認証する公的な仕組みの必要性の検討も含め、信頼性の一層の向上を図る取組が重要と考えられる。<sup>41</sup>

## ② 競争条件の整備

事業者間の競争が適切に行われるためには、新電力の電力調達が適正・公正に行われること、ネットワークの利用が適正・公正であることが重要である。

まず、電力の発電市場においては、現状では、前述のとおり旧一般電気事業者と新電力の間に非対称的な競争状況が発生していると考えられる。このため、経済産業省においては、ベースロード市場の創設に向けて、旧一般電気事業者を中心としたベースロード電源保有者による供出量の市場への放出の加速化や、電力・ガス取引監視等委員会による旧一般電気事業者の市場供出価格に対する規制・監視の徹底などを通じてベースロード市場の活性化を進めることが必要である。加えて、将来的には発電を全て卸市場に放出するなどを含む卸市場の活性化策を講じることにより、新電力と旧一般電気事業者の公正競争を確保することも検討の視野に含めるべきである。

また、連系線空き容量の問題から生じる接続の遅れに関する問題については、コストの安い電源順に送電することを可能とするルール（間接オークション）が導入されることとなり、公平な競争環境の下で連系線をより効率的に利用することも期待される。他方、基幹送電線への接続に係る負担金については、再生エネルギー事業者から適正性や透明性について改善すべきとの意見が寄せられており、空き容量等に関する情報公開をはじめ更なる取組

<sup>41</sup>比較サイト事業者の中には小売電気事業者と「媒介」、「取次ぎ」又は「代理」といった形態の契約を結んでいる例がある。なお、「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月経済産業省）においては、「実際に小売供給を行い、電気事業法上の小売電気事業者としての義務を負うのは小売電気事業者であることから、需要家に誤解が生じないよう、媒介・取次ぎ・代理業者は、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときは、小売電気事業者の名称や、自己が行う行為は媒介等であること等について説明する義務が課されている」と規定されているところである。

が必要である。加えて、ネットワークの利用料である託送料金については不断の見直しを行い、適正化に努めるべきである。

### ③ 経過措置料金解除に係る慎重な検討

経済産業省(資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会)においては、2020 年の経過措置料金規制の原則解除に向けた議論が開始されているが、当該規制は、旧一般電気事業者による「規制なき独占」に陥ることを防ぐ安全保障手段となっている。解除のためには、公正な事業者間の競争状況が確保され、ひいては消費者がサービスを受けることができる状況が確保されることが大前提である。英国においては、料金規制撤廃後の電力料金の上昇を受け、一般向け変動料金についてプライスカップ規制の導入を進めようとしている事例も見られるところである<sup>42</sup>。こうした例に鑑み、関係機関による議論の材料とするため、「解除前に競争が十分に行われているか」、「解除後もその競争が持続的であり、独占市場への不可逆性が確保されているか」といった点に係る客観的な指標や消費者等に関わるデータに基づく慎重な判断が必要である。また、解除に係る検証に当たっては、時間的余裕を持った検討及びより幅広い消費者の議論への参画並びに消費者からの意見聴取の機会確保が不可欠であることを資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会等は留意すべきである。

なお、ほとんどの消費者は前述のとおり、2020 年3月までに法律上、原則的に経過措置料金が撤廃されことをそもそも認識していない。仮に 2020 年に料金規制が撤廃される地域が議論の結果明らかとなった場合には、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会等は撤廃に係る消費者への広報周知のための方法を十分余裕をもって検討すべきである。

本件については、本公共料金等専門調査会においても消費者庁とともに、消費者利益の擁護の観点から、引き続き多角的なデータの蓄積を図った上で分析を行うこととしたい。あわせて消費者庁においては、こうした分析結果等について消費者へ積極的な情報提供を行うべきである。

## 2. 都市ガス分野等

### ① 都市ガス市場の適正監視

電力市場と異なり、都市ガス市場においては既に経過措置料金を解除された地域・事業者が全体の多数を占めている。これらの事業者による不合理な料金引き上げを通じた「規制なき独占」に陥らないよう、「特別な事後監視」の期間のみならず、その後も電力・ガス取引監視等委員会による適正な事後監視が重要である。特別な事後監視の結果については、電力・ガス取引監視等委員会が定期的に公表しているものの、「合理的でない値上げと認めら

<sup>42</sup>第 43 回公共料金等専門調査会（平成 30 年 3 月 14 日）電力中央研究所澤部主任研究員提出資料 P10 より。



れるような事例は認められなかった」のように<sup>43</sup>、最終的な結果が示されているのみである。このような公表情報のみでは、そもそも料金の値上げがあったのか、あるいは仮に値上げがあったとして具体的な判断の根拠がどのようなものなのか、消費者は把握することができない。このため、監視結果の公表に際しては、説明責任を十分に果たし監視業務プロセスの透明性の向上を図るべく、電力・ガス取引監視等委員会は、より具体的に消費者への丁寧かつ詳細な情報提供を行うことが必要である。

他方、大需要地である東京、関西、中部等においては経過措置料金規制が課せられているが、その解除については、明確な時期が区切られておらず、消費者にとっても予測がしにくい状況である。このため、これらの解除に当たっては時間的余裕をもった手続が不可欠である。

## ② 競争条件の整備

現在、LNG 基地の利用促進に関する方策が電力・ガス取引監視等委員会により検討されているが、電力よりも調達面で制約の多い都市ガス市場においてはその推進は極めて重要である。今後、第三者利用促進に向け、電力・ガス取引監視等委員会は LNG 基地の製造設備余力(設備余力の判定方法、余力情報の開示)、基地利用料金(料金算定方法、料金情報の開示)などについて積極的に検討すべきである<sup>44</sup>。

また、小売段階の競争面の課題につき、マンション一括受ガスの問題については、現状ではガス事業法上の保安規制が及ばず、保安面で後退が生じるおそれ<sup>45</sup>や、一括契約に伴い需要家選択肢に制約を生ずるおそれがあること、需要家保護の課題、託送料金負担の公平性の課題などから許容されていない。他方、電力分野では一括受電契約が一定普及しているとともに、一括受ガスが解禁されれば既存のマンション一括受電事業者等の都市ガス市場への参入が期待されるとの意見もある。したがって、保安面での懸念を踏まえ、競争促進と消費者利益の擁護の観点からバランスのとれた慎重な検討が必要である。加えて、消費機器調査等につき、適正なガス取引についての指針に基づき適正な受託が確保されているか、ひいては小売供給が適正に行われているかについて、電力・ガス取引監視等委員会及び公正取引委員会は監視を徹底すべきである。

## ③ 隣接市場である LP 市場の適正性確保

LP ガス市場の適正化については、料金透明化が相当程度進展はあるものの、道半ばの

<sup>43</sup> 電力・ガス取引監視等委員会発表資料（平成 30 年 3 月 29 日）ガスの特別な事後監視について（第 2 回）より

<sup>44</sup> 第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料 P55 より。

<sup>45</sup> 現在、マンションの各戸に設置されているガスメーターについては、ガス工作物としてガス事業法の適用を受けており、異常時における遮断機能を有したもの（マイコンメーター）でなければならないこととされている。一括受ガス事業者は現行法ではガス事業法上の位置づけがないためガスメーターを設置する義務はなく、仮にマンションの各戸に設置したとしても、当該ガスメーターはガス工作物ではないため、ガス事業法上の保安規制を及ぼすことができない。このため、一括受ガスを現行法のまま許容することとした場合には、現行制度下では、需要家の安全を制度的措置をもって担保することができず、また異常時の需要家の利便性が低下する。規制改革推進会議 第 21 回投資等ワーキング・グループ（平成 30 年 4 月 13 日）経済産業省説明資料 P45 より。

状況である。都市ガス経過措置解除の条件にも LP ガス市場の動向が勘案されており、ガス体エネルギー市場全体としての公正な競争や取引適正性の確保が重要である。LP ガス取引適正化ガイドラインも累次改定がなされ、消費者に対する情報の開示措置は盛り込まれつつある<sup>46</sup>が、ガイドライン実効性の確保のためにも、業界団体による事業者への周知徹底、監視当局(資源エネルギー庁、地方経済産業局及び地方自治体)による厳正な監視が必要不可欠である。

また、設備貸与を巡る賃貸集合住宅に関わる料金不透明性を解消するため、設備貸与料をガス料金に転嫁している場合、賃貸事業者は、消費者が物件を選択する際に説明を適切に行う必要がある。また、LP ガス事業者は設備貸与料をリース料として料金の内訳として明示する必要がある。都市ガス料金が自由化され、事業者による料金設計においてもコジェネ等の設備貸与料が転嫁され不明瞭な料金請求がなされ、都市ガス市場にも LP ガス市場での消費者にとって不利な商慣行が拡大する懸念も指摘されることから、消費者に対する適切な説明を確保することが重要である。このため、ガス事業者に対しては資源エネルギー庁が必要な措置を引き続き講じ、これを受けて国土交通省は、賃貸事業者が入居者に対して適切な説明を行うことができるよう取組を連携して進めるべきである。

#### V.引き続きのフォローアップの実施

電力小売全面自由化については2年強、都市ガス自由化については1年強が経過した段階であり、そのメリットを十分に消費者が享受出来ているか否かの総括的な評価を行うためには、引き続き消費者の立場から多角的な視点から見守っていくことが必要である。

このため、消費者委員会公共料金等専門調査会においては、電力及び都市ガス小売全面自由化が消費者にもたらす影響につき、今後も引き続き検証(フォローアップ)を行うとともに、特に電力経過措置料金の解除に関しては消費者利益に重大な影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて、意見表明等を行うこととしたい。

(以上)

<sup>46</sup>第 45 回公共料金等専門調査会(平成 30 年 4 月 26 日) 資源エネルギー庁石油流通課提出資料 P4 より。

**「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等に関する消費者委員会意見**

平成 30 年 6 月 14 日  
消 費 者 委 員 会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、本件に関する意見の報告を受けた。

消費者庁において、本意見を踏まえ、総務省とともに適切に対応することを求める。

## 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等に関する公共料金等専門調査会意見

平成 30 年 6 月 14 日  
消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、平成 30 年 5 月 31 日付で消費者庁より付議を受けた「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等について検討した。設定案の内容は以下のとおり。

特定電気通信役務を提供する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東西」という。）に対して平成 30 年 10 月から適用する基準料金指数を以下のとおり設定する。

| 区分(バスケット)    | H29.10～H30.9 | H30.10～H31.9 |
|--------------|--------------|--------------|
| 音声伝送バスケット    | 94.1         | <b>94.4</b>  |
| 加入者回線サブバスケット | 101.6        | <b>101.9</b> |

公共料金等専門調査会は、本年 6 月 1 日に総務省及び有識者からヒアリングを行い、調査審議を行った。その結果を踏まえた、設定案に関する当専門調査会の意見は以下の通り。

### 1. 結論

○設定案については妥当であると認められる。

### 2. 理由

ONTT 東西による音声伝送サービス<sup>1</sup>(加入電話、ISDN、公衆電話)については、電気通信事業法上、「特定電気通信役務」と位置付けられ、指定電気通信役務<sup>2</sup>のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものであるため、プライスカップ規制の対象とされている。上限価格は、役務種別のバスケットで基準料金指数として設定され、実際の料金指数がこれを下回る場合

<sup>1</sup>音声伝送バスケットの対象サービスとしては、加入電話・ISDN(市内、県内市外通話料)、公衆電話(通話料)、番号案内料がある。また音声伝送サービスの内種である加入者回線バスケットの対象サービスは、加入電話・ISDN(基本料・施設設置負担金)となっている。

<sup>2</sup>ボトルネック設備を設置する電気通信事業者(NTT 東西)が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的サービスが十分に提供されない電気通信役務。

には届出で設定が可能な一方、超える場合には総務大臣の認可が必要とされている。

○音声伝送サービスで特に重要な位置を占める固定電話音声通信については、携帯電話等の普及もあり、契約数は 1997 年度をピークに減少し、2016 年度は約 2300 万契約、トラヒックも 2015 年度には全通信回数の 30%を下回る状況となっている<sup>3</sup>。

○基準料金指数の設定案については、NTT 東西の①収入予測、②費用予測及び③適正報酬額の予測並びに④消費者物価指数変動率の予測に基づき、生産性向上見込率(以下、「X 値」という。)を試算することにより算定される。当専門調査会においては、収入面に関しては上記の契約数減を反映した使用料等収入減のシナリオ、費用面においては人件費減・回線数減を織り込んだ費用減及び経営効率性分析に則った非効率性の解消を勘案した費用減の予測、などにつき確認をし、その予測は一定の合理性があると判断する。また、報酬率の設定も妥当なものとなっており、これらの数値を総合的に勘案して試算された X 値は、妥当であると判断する。

したがって、当該 X 値を踏まえた全体としての基準料金指数設定案についても妥当と結論付けるものである。

### 3. 留意事項

(基準料金指数と実際料金指数との乖離、メタル IP 化への対応)

○基準料金指数と実際料金指数は 2012 年 10 月までは乖離が縮小傾向にあったものの、2015 年で乖離幅が拡大しており、事業者の側ではプライスカップ規制の下で値上げ余地がある状況となっている<sup>4</sup>。実際には、料金引き上げには至っていないが、固定電話の音声伝送サービスを主として利用している高齢世代の消費者<sup>5</sup>にとっては、代替サービスである携帯電話や光回線などの固定系大容量データ通信に価格や利用形態などの面で円滑に移行しにくい状況もある。そのため、固定電話の通信需要が減退する環境の中でこうした既存の受益者の利益保護の手段として上限価格規制は一定の意味を持っていると解される。<sup>6</sup>

○なお、固定電話網については、既存のメタルケーブルのネットワーク中継網を今後 2025 年

<sup>3</sup>平成 27 年における NTT 東西の固定電話契約数は 2,272 万件となっている。(平成 29 年 2 月 13 日 第 57 回長期増分費用モデル研究会 参考資料 3) また、固定電話のトラヒックはピークの 2000 年度と比べて大きく減少しており、2015 年度には、全通信回数の 30% (通信時間は 20%) を下回る状況となっている。(平成 30 年 1 月 31 日 第 32 回情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会 資料 2)

<sup>4</sup>NTT 東西の固定電話収入は減少で推移しており、2016 年度損益でも特定電気通信役務の音声伝送サービスは営業利益ベースで赤字(東日本:▲180 億円、西日本:▲240 億円)となっている。他方、特定電気通信役務以外の FTTH アクセスサービスなどの指定電気通信役務は黒字(東日本:1,900 億円、西日本 1,200 億円)となっており、赤字をカバーしている状況にある。

<sup>5</sup>総務省通信利用動向調査によれば、固定電話保有率(世帯主年齢別)に関して 2008 年と 2016 年の数値を比較してみると、60-69 歳層では 95.3%→87.6%、50-59 歳層では 96.2%→85.2%の低下にとどまっているのに対し、20-29 歳層では 54.0%→7.5%と大幅に低下している。

<sup>6</sup>他方、本専門調査会委員からは、特定電気通信役務の音声伝送サービスに関して事業者には赤字が生じていることで、内部補助により同サービス以外の利用者が相対的に高い利用料を負担している点に関しては、留意すべきとの指摘もなされた。

までに IP 網へ移行することが予定されている。NTT 東西が今後提供するメタル IP 電話は現在の加入電話同様、利用者利益に影響を及ぼすことが大きいと考えられることから、総務省は、引き続きプライスカップの規制の対象とすることを前提として検討を進めていくべきである<sup>7</sup>。

（生産性向上見込率測定手法の不断の見直し）

○現在、X 値(生産性向上見込率)算定の根拠として採用されている DEA 分析(包絡分析法)は、分析の数値基礎となる支店数の減少のため、非効率性の推定の精度を今後も維持していくことが課題となっている。このため、総務省は、生産性向上見込みを測定するための手法につき、不断の見直しに努めていくべきである。

（政策決定プロセスの透明化の確保）

○総務省主催の生産性向上見込率を算定する「上限価格方式の運用に関する研究会」については、NTT東西から提出された経営情報を基に分析を行っており、これらの経営情報には詳細な費用構造や収益構造等が含まれ、これを公にすることはNTT東西の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、会議及び会議に使用した資料は、原則として非公開とされている。例えば、議事録は議事要旨のみの公表であるため、議論の内容を十分に把握できない状況にある。EBPM(証拠に基づく政策立案)推進の観点からも、事業者の営業に不利益な影響を及ぼす情報以外は、できる限り情報公開を行っていくことを基本とすべきである。

（消費者への情報提供）

○総務省は、プライスカップ制度の意義や位置づけを含め、通信料金など消費者に関わる情報通信サービスの制度的な仕組みについて、消費者団体等を通じた積極的な情報提供についても実施すべきである。

（以上）

---

<sup>7</sup> 『『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後の IP 網のあるべき姿～』（平成 29 年 3 月 28 日情報通信審議会答申）において、「IP 網への移行に伴い、NTT 東日本・西日本が今後提供するメタル IP 電話は、利用者の利益に及ぼす影響が大きい固定電話サービスとして現在の加入電話と同様の性格を有するものと考えられる。このため、メタル IP 電話（ISDN 電話及び公衆電話も含む）を特定電気通信役務として位置付け、現行の加入電話と同等の利用者料金規制（プライスカップ規制等）を課することが適当である。」とされている。

関西電力による大飯原子力発電所 3・4号機の再稼働に伴う  
電気料金値下げ後のフォローアップに関する消費者委員会意見

平成 30 年 8 月 2 日

消 費 者 委 員 会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、本件に関する意見の報告を受けた。

電力・ガス取引監視等委員会及び消費者庁には、本意見で示された今後の課題への積極的な対応を期待する。

## 関西電力による大飯原子力発電所３・４号機の再稼働に伴う 電気料金値下げ後のフォローアップに関する専門調査会意見

平成 30 年 8 月 2 日

消費者委員会公共料金等専門調査会

### 1. 経緯

関西電力は、大飯原子力発電所３・４号機の再稼働を受け、本年７月１日より平均 5.36%（規制分野 4.03%、自由化分野 5.94%）の電気料金の値下げを行った。

関西電力の電気料金については、これまで原発再稼働の遅れを理由に２度にわたり値上げされており、経済産業省による査定方針（平成 27 年 5 月）において、以下の条件が盛り込まれた。

- ・ 原価算定期間終了後に再稼働する場合は、原則として、１基再稼働するごとに値下げを行うべきである。この場合、原価算定期間内に値下げする場合と同様に、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。
- ・ 値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず、電気料金審査専門小委員会（※現在の料金審査専門会合）によるフォローアップが必要である。

当専門調査会はフォローアップとして、昨年 8 月、高浜原子力発電所３・４号機の再稼働に伴う電気料金の値下げについて調査審議し、意見を発出した。昨年に引き続き、今回の大飯原子力発電所３・４号機の再稼働に伴う電気料金の値下げについても当専門調査会は本年 7 月 23 日に関西電力及び電力・ガス取引監視等委員会事務局からヒアリングを行い、調査審議を行った。

その結果を踏まえた当専門調査会の意見は以下の通りである。

### 2. 値下げについての評価

今回の関西電力による電気料金の値下げについて、ヒアリングを踏まえた当専門調査会としての評価は以下の通り。

- ・ 原発停止による燃料費等の追加費用を理由とした値上げについては、原発再稼働により、値上げの原因となった事象の解消が進むことに伴い確実に削減される必要がある。
- ・ 今回の値下げにおいては、大飯原子力発電所３・４号機の再稼働による火力



燃料費の削減分が原価に反映され、値下げがなされたことが確認された。

- ・ また、平成 27 年 6 月の値上げ後、電力市場における競争の進展等の結果、関西電力の販売電力量は減少している。販売電力量の減少は単位（kWh）当たりの原価を上昇させるおそれがあった。しかし、この上昇要因は経営効率化による経費削減で吸収され、値下げ幅は減少していないことが確認された。
- ・ なお、査定方針では原則として再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきとされている。この点、大飯原子力発電所 3 号機については、本年 4 月に本格運転を再開する一方、値下げは本年 7 月 1 日からとなっており、再稼働の翌々月までに値下げは実施されていない。しかしながら、費用の削減分は実質的に値下げに適正に反映されており、消費者にとってのわかりやすさや手続の効率性の観点からは問題ないことが確認された。

### 3. 今後の課題

消費者の観点からみて原発再稼働に伴う料金の値下げについての当専門調査会の基本的な考え方としては、原発が再稼働した場合、電気料金は停止前の水準まで戻すべきと考える。

このため、関西電力及び各電力会社においては、原発停止や再稼働の遅れを理由として認可された電気料金の値上げについて、今後、原発再稼働などの進展がみられるのであれば、停止前の水準まで電気料金を戻すよう努力することが必要である。仮に、停止前の水準まで電気料金を戻すことができないのであれば、その理由について十分に説明することが必要である。

原発再稼働の進展により値上げの理由が失われた際に電気料金の引下げが適切に行われるかについて、電力・ガス取引監視等委員会による適切な監視が行われることが重要である。今回のフォローアップを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会及び消費者庁は、今後、関西電力のみならず各電力会社において原発再稼働が行われた場合には、原発再稼働により節約された燃料費が料金に適切に反映されているか、引き続き丁寧な検証を行うことが必要である。

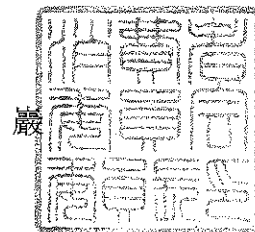
なお、消費者委員会においては消費者庁とともに引き続き、基本的な考え方にしたがって状況を注視していく。

（ 以 上 ）

府消委第 47 号  
平成 30 年 3 月 8 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
文部科学大臣 林 芳正 殿

消費者委員会  
委員長 高



消費者教育の推進に関する法律第 9 条第 7 項の規定に基づく  
「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更について

平成 30 年 2 月 26 日付け消教地第 97 号及び 29 文科生第 744 号をもって当委員会に意見を求めた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案については、消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。

以上